

## 北海道教育大学テニユア・トラック制度に関する要項

制 定 平成 25 年 10 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、本学が実施するテニユア・トラック制度に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 テニユア・トラック制度は、優れた若手研究者や教職経験者など多様な人材をテニユア・トラック教員として採用し、教員養成を担当する教員として養成し、公正かつ厳格な審査を実施の上、学術上及び業務の遂行上優れた実績を認める場合にテニユアを授与し、もって本学の将来を担う優れた教員を育成することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニユア 国立大学法人北海道教育大学職員就業規則（平成 16 年規則第 1 号）及び国立大学法人北海道教育大学教員人事規則（平成 16 年規則第 2 号）の適用を受ける大学教員としての身分をいう。
  - (2) テニユア・トラック制度 国立大学法人北海道教育大学特任職員就業規則（平成 24 年規則第 27 号。以下「特任職員就業規則」という。）の適用を受ける特任教員として雇用された者に対し、その者に係るテニユア・トラック期間の満了時までにはテニユアの付与に係る審査（以下「テニユア審査」という。）を行い、当該審査において可とされた者についてはテニユアを付与し、不可とされた者についてはその者に係るテニユア・トラック期間の満了をもって退職する制度をいう。
  - (3) テニユア・トラック教員 テニユア・トラック制度により雇用された特任教員をいう。
  - (4) テニユア・トラック期間 テニユア・トラック教員として雇用されてからテニユアを付与されるまでの期間（テニユアを付与されなかった場合は、労働契約の期間が満了するまでの期間）をいう。
  - (5) 部局 札幌校、旭川校及び釧路校をいう。
  - (6) テニユア審査 テニユア・トラック教員の研究教育活動を厳正に評価し、第 1 号に定めるテニユアの教授、准教授又は講師とするための資格審査をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、研究業績等の取扱いについては、北海道教育大学教員の選考に関する申合せ事項（平成 23 年 3 月 24 日教育研究評議会決定。以下「選考申合せ事項」という。）に定めるとおりとすることを原則とし、その適用にあたっては、選考委員会を審査委員会と読み替えて適用する。

(資格)

第 4 条 テニユア・トラック教員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する研究者とする。

- (1) 博士の学位（Ph. D 及び Ed. D を含む）を取得後、概ね 10 年以内の者
- (2) 博士課程を単位修得退学後、概ね 10 年以内の者
- (3) 修士の学位を取得後、概ね 15 年以内の者
- (4) 学校教育法（昭和 23 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校（以下「学校」という。）において、10 年以上の教職経験を有し、学習指導又は生徒指導について優れた実績を有する者

- (5) スクールコンプライアンス又は学校組織マネジメントに関する知識・技能を有する者
  - (6) 国際的又は全国的なレベルのコンクール等への出場の実績、公共のホールあるいは放送等での演奏を複数有する者
  - (7) 国際的又は全国的なレベルの展覧会における入選・受賞作品、公共の美術館等が主催企画した展覧会等で発表された作品及び国際的又は全国的なレベルで公開された公共的作品を有する者
  - (8) 国際的若しくは全国的な公認競技会への出場・入賞又はそれらの競技会での審判・指導等の実績を有する者
- (身分)

第5条 テニユア・トラック教員として雇用する教員は、特任職員就業規則第2条第1項第1号に定める特任教員とし、その身分は同条第2項第2号に定めるⅡ種の特任教員とする。

2 テニユア・トラック教員の職位は、特任准教授又は特任講師とする。

3 テニユア・トラック教員は年俸制を適用し、基本年俸の額は国立大学法人北海道教育大学年俸制の適用に関する細則（平成24年細則第3号）第3条第2項の規定により、3号俸（420万円）以上8号俸（720万円）以下とする。

(テニユア・トラック期間)

第6条 テニユア・トラック期間は、5年以内を原則とする。

(他の規定との関係)

第7条 テニユア・トラック教員として特任准教授又は特任講師に採用される者に係る選考手続き等については、この要項の定めるところによるものとし、北海道教育大学特任教員の選考等に関する要項（平成24年12月28日制定）は適用しない。

(採用計画等)

第8条 テニユア・トラック教員の採用に係る本学における枠（以下「採用枠」という。）の策定は、役員会の審議を経て、学長が決定する。

2 部局の長は、前項の採用枠を踏まえ作成したテニユア・トラック教員の採用計画について、テニユア・トラック教員採用計画書（別記様式第1号。以下「採用計画書」という。）により学長に申請を行う。

3 学長は、前項の採用計画書について、採用計画の内容を総合的に勘案の上、教育研究評議会の審議を経て、採用計画を決定する。

(審査委員会)

第9条 テニユア・トラック教員の募集、選考、中間評価及びテニユア審査を行うため、部局の教員会議（北海道教育大学教員会議規則（平成26年規則第27号）第2条第1項に定める教員会議をいう。以下同じ。）にテニユア・トラック教員審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次の事項について審議する。

- (1) テニユア・トラック教員の選考に関する事。
- (2) テニユア・トラック教員の公募に関する事。
- (3) テニユア・トラック教員の中間評価に関する事。
- (4) テニユア・トラック教員のテニユア審査に関する事。

3 審査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 採用を行おうとする講座等の教授 2人
- (2) 前号に定める講座等以外の教授 2人
- (3) 評議員 1人
- (4) 他校の教授 2人

- 4 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 5 審査委員会は、委員の4分の3以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 6 審査委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決定する。
- 7 第3項第4号に掲げる委員は、学長が本学の教授から当該採用の計画に応じて選出し、指名した者とする。
- 8 委員に欠員が生じたときは、教員会議で後任の委員を選出するものとする。ただし、第3項第4号の委員に欠員が生じたときは、部局の長は学長に欠員補充の申請を行うものとする。

(公募)

第10条 テニユア・トラック教員採用候補者(以下「候補者」という。)は、公募によるものとする。

- 2 前項の公募は、ホームページ等において和文及び英文により行うこととする。

(審議)

第11条 審査委員会は、第13条の規定に基づき候補者の選考を行う。

- 2 審査委員会は、公正・透明な選考を行うため、他大学の研究指導教員である2名の教授から、候補者の研究業績に関する意見をテニユア・トラック教員選考専門分野意見書(別記様式第2-1号)により聴取しなければならない。
- 3 審査委員会は、次に掲げる資料をもって審議を行う。
  - (1) 著書、学術論文、作品等
  - (2) 経歴書(別記様式第3号)
  - (3) 研究業績書(別記様式第4号)
  - (4) 教育上の実績(別記様式第5号)
  - (5) 学校教育を中心とした教育への深い理解と関心(別記様式第6号)
  - (6) 主要担当予定科目の授業計画(別記様式第7号)
  - (7) 研究計画書(別記様式第8号)
  - (8) その他審査委員会が必要と認める資料
- 4 審査委員会は、候補者の面接を実施するものとする。
- 5 審査委員会は、投票により候補者1名の決定を行う。
- 6 審査委員会は、候補者を選考したときは、第3項に掲げる資料を添えて、選考結果報告書(別記様式第11号)により学長に報告し、学長は当該報告について、教育研究評議会に報告する。

(選考)

第12条 学長は、前条の報告を基に、教育研究評議会で候補者についての審議を行う。

- 2 テニユア・トラック教員の選考は、前項の教育研究評議会の審議を経て、学長が行う。

(選考基準)

第13条 テニユア・トラック教員として、特任准教授又は特任講師に採用される者に係る選考基準等は、次のとおりとする。

- (1) 特任准教授 選考申合せ事項に定める准教授の選考に準じて行う。ただし、研究業績の数については、准教授に定める数の概ね3分の2程度の数とし、学術論文については、選考申合せ事項のIの1(2)ア②に定めるもののほか、教職経験を10年以上有する者の業績について、全国的教育誌に掲載された論文・実践記録を学術論文と同等の業績として扱うものとし、さらに、「(レフリー論文を2編(又は点)以上含む。また、実技系の芸術分野における研究業績には、1編以上の著書・学術論文を含む。)」については、適用しないものとする。

- (2) 特任講師 選考申合せ事項に定める講師の選考に準じて行う。ただし、研究業績の数については、講師に定める数の概ね3分の2程度の数とし、学術論文については、選考申合せ事項のⅠの1(2)ア②に定めるもののほか、教職経験を10年以上有する者の業績について、全国的教育誌に掲載された論文・実践記録を学術論文と同等の業績として扱うものとし、さらに、「(レフリー論文を1編(又は点)以上含む。また、実技系の芸術分野における研究業績には、1編以上の著書・学術論文を含む。)」については、適用しないものとする。

(審査等)

第14条 テニユア・トラック教員は、審査委員会の中間評価及びテニユア審査を受けなければならない。

2 テニユア・トラック教員は、テニユア・トラック期間において、レフリー論文1編(点)以上を含む学術論文(実技系については、第4条第6号から第8号に定める業績を含む。以下第16条において同じ。)を3編(点)以上発表しなければならない。

3 前項の学術論文には、教育に関する学術論文が含まれていなければならない。

4 テニユア・トラック教員は、テニユア・トラック期間において、本学の附属学校園又は大学を除く国公立の学校(以下「附属学校園等」という。)の教育に関する研究を行い、テニユア・トラック期間の最終年度にその活動記録報告書を作成しなければならない。

(メンター教員)

第15条 部局は、テニユア・トラック教員にメンター教員を配置することができる。

2 メンター教員は、テニユア・トラック教員に対する教育・研究及びテニユア取得に関する指導・助言を行う。

3 メンター教員は、本学の教員をもって充てる。ただし、学長が特に認める場合は、本学の教員以外の者を充てることができる。

(中間評価)

第16条 審査委員会は、テニユア・トラック教員の業績の中間評価について、原則としてテニユア・トラック期間の第3年次の終了までに、次の評価基準に基づき評価を実施するものとする。

(1) テニユア・トラック教員として在任中に、レフリー論文を発表しているか。

(2) テニユア・トラック教員として在任中に、2編(点)以上の学術論文を発表しているか。

(3) テニユア・トラック教員として在任中に、競争的外部資金に応募しているか。

2 審査委員会による中間評価は、テニユア・トラック教員に研究業績等を提出させ、書面審査、面接審査により行うものとし、中間評価結果報告書(別記様式第13号)により学長に報告し、学長は当該報告について、教育研究評議会に報告する者とする

3 審査委員会は、中間評価の結果を速やかにテニユア・トラック教員に説明し、必要な改善措置を指示するものとする。

4 中間評価の実施後、テニユア・トラック教員が希望し、かつ、審査委員会が認める場合は、第18条に定めるテニユア審査を受けることができる。

5 中間評価を行うにあたり、委員長が必要と認めた場合は、メンター教員から意見を聴取することができる。

(研究環境の整備)

第17条 部局は、第2条に定めるテニユア・トラック制度の目的を実現するため及びテニユア・トラック教員が第14条第4項に定める附属学校園等の教育研究活動を行

うことができるよう、テニユア・トラック教員の教育・研究環境を整備し、その教育・研究活動を支援するものとする。

2 部局は、テニユア・トラック教員の研究活動の支援に関わり、テニユア・トラック教員の年間の業務量を 100%とした場合における研究活動が占める時間の配分率について、附属学校園等の教育に関わる研究が占める時間の配分率を 10%以上、その他の研究活動が占める時間の配分率を 40%以上、合計 50%以上の研究活動が占める時間の配分率を確保しなければならない。

3 部局は、テニユア・トラック教員に対する教育・研究活動の支援に関わり、担当する教育及び管理運営業務の負担軽減等に配慮しなければならない。

(テニユア審査)

第 18 条 審査委員会は、原則としてテニユア・トラック期間の最終年次の満了日の 6 ヶ月前までにテニユア審査を行うものとし、選考申合せ事項に定める基準によりテニユア審査を行うものとする。ただし、選考申合せ事項「3 管理運営に関わる貢献について」及び「4 社会的活動に関わる貢献について」については、適用しないことができる。

2 審査委員会は、第 11 条第 3 項（ただし、第 7 号に定める研究計画書を除く。）に定める資料及び次に掲げる資料並びに面接によりテニユア審査を行う。ただし、前項ただし書きを適用する場合は、次に掲げる資料は使用しない。

(1) 管理運営に関わる貢献（別記様式第 9 号）

(2) 社会的活動に関わる貢献（別記様式第 10 号）

3 前項のテニユア審査にあたり、審査委員会は、公正・透明な審査を行うため、他大学の研究指導教員である 2 名の教授から、テニユア・トラック教員の研究業績に関する意見をテニユア審査専門分野意見書（別記様式第 2-2 号）により聴取しなければならない。

4 第 2 項の面接については、模擬授業を含むものとする。

5 審査委員会は、投票によりテニユア付与の可否の決定を行う。

6 審査委員会は、テニユア付与の可否を決定したときは、第 2 項及び第 3 項に定める資料を添えて、テニユア審査結果報告書（別記様式第 12 号）により、学長に報告し、学長は当該報告について、教育研究評議会に報告する。

(テニユア付与)

第 19 条 学長は、前条の報告を基に、教育研究評議会でテニユア付与の可否に係る審議を行う。

2 テニユア付与の可否は、前項の教育研究評議会の審議を経て、学長が決定する。

(教員選考の特例)

第 20 条 この要項に基づきテニユア審査を経たテニユア・トラック教員は、北海道教育大学教員選考規則（平成 27 年規則 第 47 号）に定める選考手続き等を経たものとみなす。

(雑則)

第 21 条 この要項に定めるもののほか、テニユア・トラック制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 25 年 10 月 2 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日一部改正）

この要項は、平成 26 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 2 日一部改正）

この要項は、平成 27 年 6 月 2 日から施行し、第 11 条、第 12 条、第 16 条、第 18

条及び第 19 条を除き，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は，平成 28 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この要項は，平成 29 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要項は，平成 30 年 10 月 2 日から施行し，平成 30 年 7 月 20 日から適用する。

別記様式第1号（第8関係）

テニユア・トラック教員採用計画書

平成 年 月 日

北海道教育大学長 殿

部局長

雇用予定職名	特任准教授・特任講師		
テニユア予定ポスト			
テニユアポストの根拠 (加配解消計画)	【記載例】 平成〇年度定年退職予定の〇〇講座〇〇担当教授のポストを借用		
所属予定講座等 (大学院については、 テニユア後の所属)	学 部	講座	
		専門分野：	
	大学院	専攻	専修
		専門分野：	
担当予定授業科目	学 部	【テニユア・トラック教員】	
		----- 【テニユア教員】	
	大学院	【テニユア教員】	
備 考			

記載上の留意事項：

- (1) 雇用予定職名欄は、いずれかに○をつける。
- (2) テニユア予定ポスト欄は、テニユア付与となる職名を記入する。
- (3) 担当予定授業科目欄は、テニユア・トラック教員時における担当予定授業科目とテニユア教員となった後における担当予定授業科目をそれぞれ記入する。

別記様式第2-1号（第11条関係）

テニユア・トラック教員選考専門分野意見書

平成 年 月 日

テニユア・トラック審査委員会委員長 殿

（所属・職名・氏名）

印

選考予定者に係る事項		
ふりがな 氏 名		
現 職 名	( 年 月 日就任)	
所属講座等	学 部	講座
就任予定職名		
専門分野	学 部	
担当予定授業科目	学 部	
選考予定者の研究業績に関する意見		

注

意見書が複数枚となる場合は、様式を複写して作成すること。



別記様式第2-2号（第18条関係）

テニユア審査専門分野意見書

平成 年 月 日

テニユア・トラック審査委員会委員長 殿

（所属・職名・氏名）

印

審査予定者に係る事項			
ふりがな 氏名			
現職名	（ 年 月 日就任）		
所属講座等	学部	講座	
	大学院	専攻	専修
就任予定職名			
専門分野	学部		
	大学院		
担当予定授業科目	学部		
	大学院		
現大学院担当資格	（ 年 月 日就任）		
大学院資格審査 申請資格		大学院資格審査 評価評語	
審査予定者の研究業績に関する意見			

- 注 1 大学院を担当しない場合は、大学院資格審査申請資格及び大学院資格審査評価評語の欄は使用しない。
- 2 大学院担当教員候補者の資格審査の判定は、次の評語をもって行う。
- (1) 研究指導及び講義担当適格者であると判定した場合は、大学院資格審査評価評語欄に「研究指導教員」と記入する。
  - (2) 研究指導補助及び講義担当適格者であると判定した場合は、大学院資格審査評価評語欄に「研究指導補助教員」と記入する。
  - (3) 上記以外の判定の場合は、大学院資格審査評価評語欄に「担当不適格者」と記入する。
- 3 意見書が複数枚となる場合は、様式を複写して作成すること。

別記様式第3号（第11条関係）

経 歴 書

ふりがな 氏 名		生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）	性 別	男 女
現 住 所	〒				
連絡先（自 宅） （携帯電話）			E-mail		
取得学位の種類	取得年月日		授与機関		
	年 月 日				
	年 月 日				
学 歴					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
職 歴					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					

所 属 学 会 等	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
賞 罰	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
平成 年 月 日	
上記のとおり相違ありません 氏 名 印	

記載上の留意事項

- (1) 学歴欄は、高等学校卒業以上を記載すること。
- (2) 取得学位は、「修士」以上の学位について授与機関と併せて記載すること。
- (3) 職歴欄は、教育活動及び研究活動にかかわる職歴を記載すること。
- (4) 所属学会等については、主なものについて記載すること。
- (5) 賞罰欄は、公的に入賞又は表彰された場合、刑事罰等（勤務先でのこれまで受けた懲戒処分も含む）を受けた場合に記載すること。賞罰に該当がない場合は、「賞罰」の次の行に「なし」と記載すること。
- (6) 経歴書に虚偽の事実を記載した場合は、採用又はテニユア授与を取り消すことがあります。

研 究 業 績 書  
「著書，学術論文」等

No.

平成 年 月 日 氏 名 印					
著者名又は執筆者名	著書，学術論文等の名称	発行所，掲載雑誌等又は は発表学会等の名称	発行，発表 年 月	頁 数	備 考
【著書】  【学術論文】  【学会発表・講演等】  【その他（月刊誌・書評 ・報告集・コラム等）】					

研 究 業 績 書  
「演奏・作品・出場競技等」

No.

平成 年 月 日 氏 名 印					
発表題目等	発表会等の名称	開催場所	発表年月	発表・展示等の内容	備考

別記様式第4号の3（第11条関係）

研 究 業 績 書  
「競争的外部資金（科研費，財団など）」

No.

平成 年 月 日 氏 名 印					
研究課題名等	研究種目等の名称	代表・分担等の区分	申請年度	研究期間	備 考

## 「研究業績書」記載上の留意事項

この業績書は、「著書、学術論文」、「学会発表・講演等」、「月刊誌・書評・報告集・コラム等」、「演奏・作品・出場競技等」及び「競争的外部資金」についての業績を記入するものである。

### 「著書、学術論文」等（別記様式第4号の1）

1. 発行済み又は掲載が予定されているすべての著書・学術論文等について作成すること。掲載予定のものについては、受理済みであることを備考欄に明記すること。
2. 昇任に係る書類作成の際は、現職採用等の際に提出した著書・学術論文等については、備考欄にその旨表示すること。
3. 国際的又は全国的な学会・機関等（これらに相当する学会・機関等を含む。）が刊行するレフリー制度の整った学術雑誌、学会誌等に掲載された論文については、備考欄に「レフリー論文」と記入すること。
4. 「著者名又は執筆者名」欄には、共著の場合は、本人の氏名を含め著作者全員の氏名を当該著書等に記載された順に記入すること。なお、共著の場合で、本人が第1著者以外であっても、特に重要な役割を果たした場合は、備考欄にその旨表示記載すること。
5. 「著書、学術論文等の名称」の欄には、【著書】、【学術論文】、【学会発表・講演等】及び【その他（月刊誌・書評・報告集・コラム等）】の順に、それぞれ年月順に記入し、通し番号を付すこと。
6. 「頁数」の欄には、著書のうち単著は総頁数を、共著は総頁数と併せて本人執筆部分の頁数を記入する。学術論文の場合は〇〇頁～〇〇頁と記入すること。
7. 【学会発表・講演等】は、最近5年間の業績を記入すること。
8. 【その他（月刊誌・書評・報告集・コラム等）】は、最近5年間の業績を記入すること。
9. 主要学術論文等の概要を添付すること。
10. 著書とは、学術図書、翻訳書、指導書、学習指導資料及び教科用図書等をいう。
11. 学術論文とは、学会・機関等の刊行する学術雑誌、学会誌、紀要等に掲載されたものをいい、その内容は、所属学会等の水準を保つものとする。ただし、教職経験を10年以上有する者の業績にあっては、全国的教育誌に掲載された論文及び実践記録を学術論文とすることができる。

### 「演奏・作品・出場競技等」（別記様式第4号の2）

実技系芸術分野及び体育分野で以下の業績がある者は、提出すること。

1. 記載方法は、上記1～6を参照すること。
2. 演奏とは、国際的又は全国的なレベルのコンクール等への出場等
3. 作品とは、国際的又は全国的なレベルの展覧会における入選・受賞作品等
4. 出場競技とは、国際的又は全国的な公認競技会への出場・入賞
5. 実技系芸術分野にあっては、2. 3. の催しの審査員やその企画等の実績を、体育分野にあっては、4. の競技会での審判・指導等の実績を研究業績とすることができる。

### 「競争的外部資金」（別記様式第4号の3）

1. 最近5年間の申請状況を記載し、採択されたものについては、備考欄にその旨明記すること。
2. 最近5年間に申請実績が無い場合は、「無し」と記載し提出すること。

別記様式第5号（第11条関係）

教 育 上 の 実 績

平成 年 月 日

氏名

印

記載例

【教育指導に係る実績】

【教育経験に係る特記事項】

【その他特記すべき顕著な教育上の実績】

記載上の留意事項

- 1 本学の教育課程及び担当（予定）授業科目に対する【教育指導に係る実績】を記載すること。（採用の際は、非常勤講師の実績を含めて記入しても構わない。）
- 2 【教育経験に係る特記事項】を記載すること。
- 3 【その他特記すべき顕著な教育上の実績】があれば記載すること。



別記様式第6号（第11関係）

学校教育を中心とした教育への深い理解と関心

平成 年 月 日

氏名

印

記載上の留意事項

以下の内容要素を含むこと。

- ・今日の学校教育及び教育一般に関する意見・抱負
- ・これまで行ってきた教育実践に関する自身の取組
- ・今後の教育実践に関する取組に対する抱負

別記様式第7号（第11条関係）

主要担当予定科目の授業計画

平成	年	月	日	氏名	印
授業科目					
授業内容	◆ここを読むだけで授業の大枠が分かるように記入すること。				
授業の目標	◆授業の一般目標として、その授業で育てたい総括的な資質・能力について述べること。				
到達目標	◆上の欄で述べた一般目標が実現されるように、授業を通して学生に求める個別具体的に達成してほしい目標を記入すること。				
授業計画	◆15週にわたり授業の順にしたがって授業計画を記入すること。				
成績評価	◆到達目標がどの程度達成されたかを測る方法と基準を示すこと。				
テキスト	◆ある場合は、それに関する情報を付加して必ず記入すること。				
参考文献	◆ある場合は、それに関する情報を付加して必ず記入すること。				

記載上の留意事項

記入欄の留意事項のほか、本学のシラバスを参考にして記載すること。

※参考URL <http://www.hokkyodai.ac.jp/syllabus/>

別記様式第8号（第11条関係）

研 究 計 画 書

平成 年 月 日

氏名

印

【研究課題又は研究テーマ】

【研究計画】

記載上の留意事項

- ①テニユア・トラック期間（5年間）における研究について、
  - ・研究課題又は研究テーマ
  - ・研究計画概要・期待される成果を記載すること。
- ②中間評価までの計画と中間評価からテニユア審査時までの計画についても記載すること。

別記様式第9号（第18条関係）

管理運営に関わる貢献

平成 年 月 日

氏名

印

記載上の留意事項

テニュア・トラック期間における実績を記載すること。ただし、前職における管理運営に関わる事項を記載しても差し支えない。

- ① テニュア・トラック期間における全学又は所属する各校等で従事した委員会名及び期間を記載すること。
- ② 委員会における役割及び活動状況を記載すること。
- ③ 特記すべき事項があれば記載すること。

別記様式第 10 号（第 18 条関係）

社会的活動に関わる貢献

平成 年 月 日

氏名

印

--

記載上の留意事項

最近 5 年間ににおける実績がある場合は、以下の区分により記載すること。

- ・学外の審議会・委員会等での活動（名称，役割，任期等）
- ・学会・学術団体での活動（役職名（会長，理事，幹事，運営委員，企画委員等）と任期）
- ・生涯学習等に係る活動（社会教育団体等の委員，講師などの活動内容）
- ・国際的な社会的活動
- ・その他の社会的活動（基調講演，招待講演等，受賞等）
- ・本学独自の地域連携事業（公開講座，教員免許状更新講習等）

別記様式第 11 号（第 11 条関係）

## 選考結果報告書

平成 年 月 日

北海道教育大学長 殿

北海道教育大学テニユア・トラック審査委員会  
委員長  
委員 印

1 選考予定者に関する事項		
(1) ふりがな氏名		
(2) 生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）	
(3) 現職名	（ 年 月 日就任）	
(4) 最終学歴	（ 年 月 日卒業・修了）	
(5) 学位	（ 年 月 日取得）	
(6) 所属学会等		
(7) 著書・学術論文・作品等一覧	著書 編，学術論文 編，その他 編 （詳細は別紙のとおり）	
2 講座等の区分	学部	講座
		専門分野：
3 就任予定職名		
4 就任予定年月日	年 月 日	

5 担当予定授業科目	学 部	
6 選考経過の概要 (1) 応募の状況 (2) 委員会の開催状況 (開催日, 審議の内容等) (3) 投票の結果 (4) 次点者及び応募者に関する事項 (必要があれば, 研究業績等を資料として添付)		
7 選考理由 (評価項目についての所見を明示すること。)		
(研究上の業績) (専門分野意見書の概要を併せて記載すること。)		
(教育上の実績)		
(学校教育を中心とした教育への深い理解と関心)		
(その他審査委員会が必要とする項目)		
(総合評価)		

## テニユア審査結果報告書

平成 年 月 日

北海道教育大学長 殿

北海道教育大学テニユア・トラック審査委員会  
委員長 印  
委員

1 テニユア・トラック教員に関する事項			
(1) ふりがな 氏 名			
(2) 生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）		
(3) 現 職 名	（ 年 月 日就任）		
(4) 最 終 学 歴	（ 年 月 日卒業・修了）		
(5) 学 位	（ 年 月 日取得）		
(6) 所 属 学 会 等			
(7) 著書・学術論文 ・ 作 品 等 一 覧	著書 編, 学術論文 編, その他 編 (詳細は別紙のとおり)		
2 講 座 等 の 区 分	学 部	講 座	
		専門分野：	
	大学院	専 攻	専 修
		専門分野：	
3 テニユア授与ポスト		4 テニユア審査判定	
5 テニユア授与 予定時期	年 月 日		



6 大学院資格審査判定		
7 担当予定授業科目	学 部	
	大学院	
8 審査経過の概要		
9 判定理由（評価項目についての所見を明示すること。）		
（研究上の業績）（専門分野意見書の概要を併せて記載すること。）		
（教育上の実績）		
（学校教育を中心とした教育への深い理解と関心）		
（管理運営に関わる貢献）		
（社会的活動に関わる貢献）		
（その他審査委員会が必要とする項目）		
（総評）		

注 大学院担当教員候補者の資格審査の判定は、次の評語をもって行う。

- (1) 研究指導及び講義担当適格者であると判定した場合は「研究指導教員」とする。
- (2) 研究指導補助及び講義担当適格者であると判定した場合は「研究指導補助教員」とする。
- (3) 上記以外の判定の場合は「担当不適格者」とする。

## 中間評価結果報告書

平成 年 月 日

北海道教育大学長 殿

北海道教育大学テニユア・トラック審査委員会  
委員長 印  
委員

北海道教育大学テニユア・トラック制度に関する要項第 16 条第 2 項に基づき、下記のとおり中間評価の結果を報告します。

審査対象者		所属	
現在の任期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
評価結果（評価項目についての所見を明示すること。）			
(1) テニユア・トラック教員として在任中に、レフリー論文を発表しているか。 ※進捗状況等について記載すること。 ※該当する論文の「発行年月」「論文タイトル」「掲載誌等名」を記載すること。			
(2) テニユア・トラック教員として在任中に、2 編（点）以上の学術論文を発表しているか。 ※進捗状況等について記載すること。 ※該当する論文の「発行年月」「論文タイトル」「掲載誌等名」を記載すること。			
(3) テニユア・トラック教員として在任中に、競争的外部資金に応募しているか。 ※該当する競争的外部資金の「申請年度」「外部資金名称」を記載すること。			
その他特記すべき事項			

## 語学力（英語）に関する質問事項

語学力(英語)について、一番近いと思われる項目(A～D)に「○」を記入してください。

A	ネイティブレベルに近い語学力があり、専門分野について英語で講義ができる。
B	英字新聞等の一般的 content が理解でき、容易に英語で日常会話を行えるとともに、専門分野について英語で講義ができる。
C	日常生活を送るのに不自由しない程度の会話が可能である。
D	ごく簡単な日常会話程度なら可能である。

平成 年 月 日

氏 名